

近畿運輸支局からのお知らせ



大運監第230号
大運整第390号
平成30年8月3日

一般社団法人 大阪府トラック協会会長 殿

近畿運輸局大阪運輸支局長



乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の運転者による乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において、「運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底」を重点施策とし、関係者一丸となって取り組んできているところです。しかしながら、大阪運輸支局管内の貨物自動車運送事業者の運転者による携帯電話使用等(保持)違反に係る都道府県公安委員会からの通知が、平成29年には254件にも上っております。

また、本年7月30日には、大阪府堺市において、運転中にスマートフォンの操作を行い、自転車運転者をはね死亡させ、自動車運転死傷処罰法違反(過失運転致死)の容疑で逮捕されたと報道がありました。

事故等の原因については、現在、警察により捜査が行われているところですが、自動車を運転しながらのスマートフォン等の注視・通話は重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であり、誠に遺憾です。

つきましては、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底するとともに、貨物自動車運送事業者に、その社会的責任の重大性を再度、認識させるとともに、同様の事案が発生しないよう指導をお願いします。